

# 電子メールによる衛生証明書 発行申請手続の流れ

【初回の申請者】

①申請者 → 北海道厚生局  
FAX等で事前に輸出計画書の内容確認



②北海道厚生局 → 申請者  
申請用のメールアドレスから、輸出計画書に記載された担当者のアドレスへメールを送信



③申請者 → 厚生局  
輸出計画書を申請用メールアドレスへ初回申請と併せて提出

【以前に輸出計画書を提出済みの方】

①申請者 → 北海道厚生局  
輸出計画書を申請用メールアドレスへ申請と併せて提出

# 電子メールによる衛生証明書 発行申請手続の流れ

## 【申請後の流れ】

北海道厚生局 ↔ 申請者

- ・申請書類を審査後、確認が必要な内容があれば、電話連絡
- ・申請内容に変更が生じた場合は、申請の担当者から電話連絡
- ・書類の修正、差し替え等の提出は電子メール
- ・衛生証明書を返却するための返信用封筒を当局の食品衛生課に送付  
(返却先を必ず記載。追跡ができるレターパック等を推奨、窓口受取の場合不要)

## 【衛生証明書の受取り】

北海道厚生局 → 申請者

郵送または窓口での受取